

第六十四條
第六十五條

第六十六條
第六十七條

第六十八條

第六十九條

第七十條

第七十一條

之八は、協賛会員によつて構成す。
産業別地方協議会は年四回以上、公談を開催す。
産業別地方協議会に常任委員を置き、事務を執行せし
む。
産業別地方協議会の地域は、地方協議会の区域に準ず。
産業別全国協議会並に産業別地方協議会の協賛会員
は、各組合執行委員会之を任命す。
(B) 地方協議会
近接せる地区の三回以上の地方協議会は、地方協議会を構
成することを得。
地方協議会は、近接地区に於ける事務を統括するもの協
賛機関である。
地方協議会の協賛会員は、地方協議会の執行委員会之
を任命す。
地方協議会を構つ場合は、全国大会もしくは中央評議会
員会の承認を要す。

第四章 加盟規程及び規律

第七十二條
第七十三條
第七十四條

第七十五條

第七十六條

第七十七條

本会に加盟せんとする組合は、規程、役員名簿及び
費一百分を添へて中央評議会員会に申請せしむ。
本会への加盟又は撤退は、全国大会もしくは中央評議会員
の承認を要す。
全国大会又は中央評議会員会は、必要と認むる場合は加
盟組合又は組合員に対して勧告警告を發し、次の場合に
は加盟組合を除外することを得。
一、本会の細則規程並に中央評議会員会の重要方針に
違反したる場合
二、劣初者階級の利害を裏切り階級道徳を傷ける行
爲ありたる場合
地方評議会及び全国協賛産業別聯合会は前條の規定に準
じ、その所属組合又は組合員に対して勧告警告を發し、又
中央評議会員会に所属組合の除名を申請することを得。
中央評議会員会の除名決定に對し、当該組合は不服を
表す場合は、全国大会に申請することを得。
前條の上訴は、除名決定後一ヶ月以内に行はれ、全国協
賛会に申請し、その決定による理由書を附して中央評議
会員会に申請することを得、此決定は成立せず。